

令和5年第3回定例会文教福祉委員会会議録

令和5年9月13日  
午後1時30分～午後2時53分  
全員協議会室

出席者 山村 尚 委員長 後藤 光秀 副委員長  
伊藤 悦子 委員 久米原孝子 委員  
山崎 孝一 委員 椎塚 俊裕 委員  
杉野 五郎 委員 大野誠一郎 委員

執行部説明員 教 育 長 大古 輝夫 福 祉 部 長 荒槇 由美  
健康スポーツ部長 坪井 龍夫 教 育 部 長 中村 兼次  
福 祉 部 次 長 中嶋 正幸 健康スポーツ部次長 佐々木英一  
教育委員会事務局次長 大堀 敏雄 福 祉 総 務 課 長 藤ヶ崎 聡  
こども家庭課長 蔭山 大三 保 育 課 長 海老原雅男  
障がい福祉課長 篠塚 寿也 保 護 課 長 山崎 正尚  
健康増進課長 大久保雅人 医 療 対 策 課 長 飯田 啓司  
介護保険課長 重田 正光 保 険 年 金 課 長 沼尻 正宏  
スポーツ推進課長 昇 一信 教 育 総 務 課 長 名島 正博  
文化・生涯学習課長 国松 美浩 指 導 課 長 千葉 幸子  
教育センター所長 熊澤つむぎ 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 岩井 務  
健康増進課長補佐 木村 幸司（書記）

事務局 主 査 深沢伸一郎

議 題

議案第3号 龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第4号 龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第13号 工事等請負契約に関する議決事件の変更について  
（龍ヶ崎市学校給食センター整備事業）

議案第22号 令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）の所管事項について

議案第23号 令和5年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第24号 令和5年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第25号 令和5年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第1号）

議案第26号 令和5年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

（和解に関することについて）

令和5年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算  
に係る意見書採択を求める請願

○山村委員長

皆さんこんにちは。

開会に先立ちまして委員の皆様申し上げます。

本日、傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔傍聴者 入室〕

○山村委員長

ここで傍聴者に一言申し上げます。

会議中にご静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまより、文教福祉委員会を開会いたします。

本日、ご審議をいただく案件は、今期定例会において当委員会に付託されました、議案第3号、議案第4号、議案第13号、議案第22号の所管事項、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、報告第2号、令和5年請願第1号の10案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、質疑は一問一答でお願いいたします。

また、執行部におかれましても、答弁はポイントを絞り簡潔明瞭をお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第3号 龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

それでは、議案書3ページ、新旧対照表3ページをお開きください。

議案第3号 龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

この度の改正につきましては、放課後児童健全育成事業の実施に係るこども家庭庁が定める放課後児童健全育成事業実施要綱が改められ、放課後児童支援員とみなすことのできる、いわゆるみなし支援員に係る条例が変更となったことから、本条例につきましても改正するものでございます。

具体には、放課後児童支援員は原則として県知事が実施する放課後児童支援員認定資格研修を終了したものでありますが、一定期間内に研修を終了することを予定しているものにつきましても、放課後児童支援員とみなすことができるとされております。

さらに、みなし支援員の研修終了の範囲は、令和5年3月31日までに終了することを予定しているものとしておりましたが、改正後の放課後児童健全育成事業実施要綱におきまして、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を終了することを予定しているものとされましたことから、本市におきましても、同要綱を参酌し、当分の間、同様の取り扱いとするため、本条例の付則第2項に改めるものでございます。

なお、本市の放課後児童支援員におきましては、みなし支援員として雇用しているものがいないため、この度の改正につきましては、将来、研修修了者の安定確保に支障をきたす恐れがある場合に備え、付則におきまして、経過措置規定を定めるもので、公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第3号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第4号 龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

議案書4ページ、新旧対照表4ページをお開きください。

議案第4号 龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

初めに、これらの条例につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設等の設置者が教育・保育を提供するにあたり、遵守しなければならない当該事業の設備及び運営についての基準を定めたものでございます。

この度の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律が公布され、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に係る法律の一部が改正されたことに伴い生じております、同法の引用条項のずれを改めるものでございまして、法改正に伴う本条例の内容への影響はございません。

なお、改正する条例は公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第4号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第13号 工事等請負契約に関する議決事件の変更について（龍ヶ崎市学校給食センター整備事業）について、執行部から説明願います。

中村教育部長。

○中村教育部長

議案書43ページをお開きください。

議案第13号 工事等請負契約に関する議決事件の変更についてであります。

まず初めに、新学校給食センターにつきましては、9月1日から本格稼働しております。調理業務及び配送業務につきましては順調に行われておりますことをご報告させていただきます。

それでは、議案のご説明をさせていただきます。

この案件につきましては、新学校給食センターの工事等請負金額につきまして、令和2年12月18日に議会の議決をいただいたところですが、昨今の建設資材等の高騰によりまして、契約金額に1億6,049万円を増額する変更契約を締結しようとするものです。

説明につきましては以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第13号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第22号 令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）の所管事項について、執行部から説明願います。

中村教育部長。

○中村教育部長

議案書別冊1です。

議案第22号 令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）についてです。

議案書1ページをお開きください。

既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ5億5,589万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ291億1,399万5,000円とするものです。

このうち、文教福祉委員会の所管事項につきましてご説明をさせていただきますが、人件費につきましては主に4月1日付人事異動に伴う補正となりますので、説明につきましては割愛をさせていただきますのであらかじめご了承ください。

まず初めに、6ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正です。

2段目の枠です。

城ノ内小学校スクールバス運行業務委託契約（令和5年度）です。

これは、旧長戸小学校区の児童が城ノ内小学校へ通学するためのスクールバスの運行に係る業務委託契約について、契約期間が令和5年度から令和8年度までの3か年を予定していることから、債務負担行為として追加しようとするもので、4,158万円の限度額を設定するものです。

続きまして、7ページをご覧ください。

○坪井健康スポーツ部長

地方債補正でございます。

上から3段目の枠になります。

体育施設整備事業です。

300万円を増額しまして、限度額を1億9,380万円に変更しようとするものです。詳細につきましては、歳入の部分で説明をさせていただきます。

○中村教育部長

その下の枠になります。

新学校給食センター整備事業です。

これは、新学校給食センター建設事業に係る地方債について、2億1,340万円から8,020万円を減額しまして、1億3,320万円に限度額を変更しようとするものです。理由につきましては、歳出の項目でご説明をさせていただきます。

続きまして、歳入となります。

10ページをお開きください。

○荒槇福祉部長

上から3段目の箱になります。

障がい者自立支援給付費です。

こちらは、障がい福祉サービス費や相談支援給付費、高額障がい福祉サービス費といった障がい者自立支援給付費国庫負担金の令和4年度の実績確定に伴う国からの追加交付分となります。

その下の箱、2番目の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費のひとり親世帯分及びその下のその他世帯分です。

こちらは、申請受付件数の見込みにより増額するもので、負担割合は国10分の10となります。

その下、出産・子育て応援交付金給付事務費です。

こちらは、需用費及び役務費について増額するもので、内容は歳出でご説明いたします。

負担割合は国が3分の2となります。

○坪井健康スポーツ部長

その下になります。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費です。

これまで個別接種促進協力金の支給事業を茨城県で実施していましたが、令和5年度より市町村が実施することに変更されました。そのため、今般必要となりました経費を歳出に計上しておりますが、それに伴う10分の10の国庫補助でございます。

11ページをお願いいたします。

○荒槇福祉部長

上から2番目、出産・子育て応援交付金給付事務費です。

こちらは、10ページで説明しました内容で、県負担分は6分の1となります。

続きまして12ページです。

○坪井健康スポーツ部長

上から5行目になります。

スポーツ振興くじ助成金です。

助成金額の内示を受けまして、棒高跳び用マット分197万4,000円、スタジアム防球ネット分400万円を減額するものでございます。なお、棒高跳び用のマットにつきましては、

修繕とみなされまして助成金の対象外となりました。

そのことから、来年度の購入を念頭に置きまして、今年度の歳出予算246万8,000円を歳入に合わせて減額を考えていたところですが、補正予算を調整している中で、7月27日にニューライフアリーナ龍ヶ崎のプール次亜塩素酸貯留タンクが劣化により穴が開きまして、薬液が漏れているとの指定管理者からの報告を受けました。

調査の結果、緊急対応が必要であることから、この予算の一部195万8,000円を流用させていただきまして、8月16日に緊急修繕契約を締結しております。その財源として歳出の部分については、活用させていただきました。

次に、4つ飛びまして、体育施設整備事業債でございます。

先ほど説明しました、スポーツ振興くじ助成金のスタジアム防球ネット分の助成内示額に伴います財源の調整でございます。

○中村教育部長

その下になります。

新学校給食センター整備事業債です。

これは先ほどの地方債補正分になります。

新学校給食センターの建設工事費や大型調理器などの備品調達に係る経費につきまして、茨城県との協議により起債対象となることが決定したことから、8,020万円を減額しようとするものです。

続きまして、19ページをお開きください。

○坪井健康スポーツ部長

19ページの3行目になります。

国民健康保険事業特別会計繰出金です。

これは、特別会計の中で説明をさせていただきます。

○荒槇福祉部長

その下です。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業です。

こちらは、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業の事業実績の確定に伴う返還金となります。

その下、障がい者自立支援給付事業です。

こちらは、更生医療費や育成医療費、療養介護医療費といった障がい者医療費国庫負担金の令和4年度の実績確定に伴う返還金となります。

その下、障がい者地域生活支援事業（補助分）です。

こちらは、日常生活用具費や日中一時支援事業といった国の実施要綱に基づく地域生活支援事業費等国庫補助金の令和4年度の実績確定に伴う返還金となります。

20ページをお開きください。

○坪井健康スポーツ部長

20ページの一番上です。

介護保険事業特別会計繰出金及びその下の後期高齢者医療事業特別会計繰出金につきましては、特別会計の中で説明をさせていただきます。

○荒槇福祉部長

一番下になります。

障がい児支援サービス事業特別会計繰出金でございます。

こちらは、つばみ園職員の職員給与費の調整に伴い、一般会計から繰り出ししようとするものです。

21ページです。

2番目になります。

家庭児童相談事業です。

こちらは、令和4年度の要保護児童等の情報共有システム構築費の実績確定に伴いまして、国庫補助金の返還金となります。

その下です。

支援対象児童等見守り強化事業です。

こちらは、令和4年度の学習支援事業及び居場所づくり事業の実績確定に伴いまして、国庫補助金の返還金となります。

その下、児童扶養手当支給事業です。

こちらにつきましても、令和4年度の実績確定に伴う国庫補助金の返還金となります。

その下、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）です。

負担金、補助金及び交付金は、令和6年2月末までに申請が見込まれます、児童一人あたり5万円、100人分の給付金の増額となります。償還金、利子及び割引料につきましても、令和4年度の実績確定に伴う事業費・事務費の国庫補助金の返還金です。

その下になります。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）です。

負担金、補助及び交付金は、令和6年2月末までに申請が見込まれます児童一人あたり5万円、120人分の給付金の増額となります。償還金、利子及び割引料につきましても、令和4年度の実績確定に伴い、事業費・事務費の国庫補助金の返還金となります。

その次です。

出産・子育て応援交付金給付事業です。

妊娠時に5万円、出産時に子ども一人あたり5万円を給付する当該事業につきましても、現在、現金で給付しておりますが、子育てスマイルパスポート事業のシステムを活用した給付方式への移行に伴いまして、該当者へシステム利用のためのID・パスワード等の通知に要する事務費及び郵送料について増額の補正をするものです。

その下、子育てスマイルパスポート事業です。

こちらの需用費及び役務費は、該当者宛システム利用のためのID・パスワード等の通知に要する事務費及び郵送料について、増額するものです。

その次です。

保育事務費です。

こちらは、令和3年度から4年度にかけて実施しました保育士等処遇改善臨時特別事業費の実績確定に伴い、実施年度、令和3年度及び4年度に交付されました国庫補助金の返還金です。

その次です。

子育てのための施設等利用給付費です。

こちらは、令和4年度の子育てのための施設等利用給付費の実績確定に伴う国庫交付金及び県負担金の返還金となります。

その次です。

子ども・子育て支援事業（補助分）です。

こちらは、令和4年度の子ども・子育て支援交付金の実績確定に伴う国庫補助金の返還金です。

その次です。

保育対策総合支援事業です。

こちらは、令和4年度の保育対策総合支援事業の実績確定に伴う国庫補助金の返還金です。

次のページ、22ページをお開きください。

1番目、高等職業訓練促進費等事業です。

こちらにつきましても、令和4年度事業の実績確定に伴う国庫補助金の返還金です。

その次です。

障がい児施設給付事業です。

こちらは、児童発達支援や放課後等デイサービスの障がい児通所給付費のほか、障がい児相談支援給付費、高額障がい児通所給付費といった障がい児入所給付費等の国庫負担金の令和4年度実績確定に伴う返還金です。

その次です。

児童手当支給事業です。

こちらにつきましても、令和4年度事業の実績確定に伴う国及び県補助金の返還金です。一番下になります。

生活保護適正実施推進事業です。

令和4年度国庫負担金確定による精算に伴う償還金です。

次のページの生活保護扶助費です。

こちらにつきましても、令和4年度国庫負担金確定による精算に伴う償還金となります。

○坪井健康スポーツ部長

二つ飛びまして、医療対策事業でございます。

これは、市内で安心して出産できる周産期医療の環境整備を目的とする、龍ヶ崎済生会病院産婦人科病棟の改修工事に対する補助金でございます。

事業の概要でございますが、既存の分娩室2室を陣痛から分娩・回復期までを1か所で行えるLDR室に改修いたします。また、2つある個室の改修や、浴室の浴槽を撤去し、シャワーユニットを設置するほか、授乳室、調乳室、ラウンジ等についても改修し、今後も出産できる場所として選択していただけるようリニューアルをするものでございます。

工事の概算額は3,300万円でございます。

工期は令和5年11月から令和6年3月までを予定してまいりまして、今後プロポーザル方式で業者選定を行う予定だと聞いております。

済生会病院では現在、発熱外来診察室などの地域医療に必要な施設の拡充工事を行っていますことから、自主財源のみでは厳しい状況にあるため、産婦人科病棟の改修に際しましてクラウドファンディングを実施するほか、本市に加え、近隣自治体にも補助をお願いしていく予定と伺っているところでございます。

一つ飛びまして、成人定期予防接種事業でございます。

成人の緊急風疹抗体検査に係る令和4年度国庫負担金の精算に伴うものでございます。

その下、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業です。

負担金、補助及び交付金の増額は、新型コロナワクチン接種を令和5年5月から12月末までに、時間外、夜間または休日に係る接種体制を用意した上で、週に100回以上の接種

を4週以上行った診療所に対し、接種回数あたり2,000円の支援を行うものでございます。  
これは国の10分の10の補助でございます。

その下の償還金、利子及び割引料につきましては、令和4年度国庫補助金及び国庫負担金の精算による返還金でございます。

30ページをお願いいたします。

○中村教育部長

一番下の丸印になります。

教育センター管理運営費です。

これは、教育センターの消防設備の煙感知器設置工事にかかる経費となります。

続きまして31ページです。

一番上の教育センター活動費です。

これは新たにWISC-V（ウィスクファイブ）が販売されたことから、こちらを購入しようとするものです。

次の枠で中ほどになります。

要保護・準要保護児童等就学奨励費です。

これは10月から翌年3月までの給食費が無償化となったことから、対象児童分の980万円を減額するものです。

続きまして、32ページをお開きください。

一番上の丸になります。

要保護・準要保護生徒等就学奨励費です。

先ほどの児童分と同様に、生徒分として669万円を減額しようとするものです。

以上が、令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）のうち、文教福祉委員会の所管事項についてのご説明になります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤議員。

○伊藤委員

まず、21ページ。

子育てスマイルパスポート事業の中身がどんなものだったか、ちょっと調べたんですけどわからなかったものですから、その内容についてお伺いします。

○山村委員長

蔭山こども家庭課長。

○蔭山こども家庭課長

子育てスマイルパスポート事業の事業内容について、お答えいたします。

こちらは、基準日を設けて、その基準日現在で、市内在住の1歳から6歳の児童、こちらは対象人数が2,800人程度になるんですけども、こちらのお子さん一人当たり5,000円分のポイントを付与しまして、民間の福利厚生サービスで買い物をしていただく、そういった事業になります。

以上です。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

わかりました。

いろいろ物価高で大変な中、良い制度だと思います。

次です。

23ページ、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ですけど、この接種体制と接種場所というのは今までとほぼ同じなんでしょうか。具体的なその接種の仕方とかそういう接種の進め方とか、そういうことについてお伺いします。

○山村委員長

飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

はい、お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種の体制についてでございますが、令和5年度につきましても、これまで通り、医療機関での個別接種と、たつのこアリーナですね、ニューライフアリーナの方での集団接種及び済生会病院での集団接種という形での体制には変わりはありません。

以上でございます。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

接種のことについて、というのはどんなふうに、やはり個別に連絡が来るんですか。

○山村委員長

飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

令和5年の秋開始の接種でよろしいですかね。

令和5年の秋開始接種につきましては、今月20日から開始される予定でございまして、実は9月8日金曜日に65歳以上の高齢者から順に対象者の方に個別通知を発送したところでございます。

今日あたりから順次届く形になりますけれど、今回はすべての年齢が対象となってきますので、対象となっている方にはすべての方に個別に封書で接種券等をお送りさせていただきますという形になります。

以上でございます。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

対象者はすべての方ということで、自分ができるかどうかってことの心配はとりあえずないということですね。

それと、今までの接種の状況っていいですか、その辺わかったらお知らせください。

○山村委員長

飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

はい、お答えいたします。

すべての接種者数になりますとちょっとかなり膨大な数になってしまいますので、令和

5年の春開始接種という形でお答えさせてもらってよろしいでしょうか。

令和5年の春開始接種の状況でございますが、まず65歳以上の対象者が2万1,450名に対して1万4,561名、67.9%の接種率になっています。

今回、65歳未満の方につきましては、春開始接種につきましては基礎疾患のある方のみが対象となっております。5歳以上の方という形になるんですけど、対象者が2万4,177人に対して1万6,290人で、67.4%の接種率でございます。

以上でございます。

○山村委員長

ほかにありませんか。

久米原議員。

○久米原委員

まず、今の同じページの済生会の産科のところの質問なんですけど、今回、このLDRっていうもの、私もどんなのかしらって、私も出産してから大分たつので見てみたら、すごくいいシステムで、これはきっとこれからお産をされる方には喜ばれるんだろうなっていう思いをしながら、ちょっと見てたんですけど、まず最初に、先ほど3,300万円の事業費で、龍ヶ崎市は500万円で、クラウドファンディングと、あと他市町村の補助もって言ったのかな、その内訳はわかりますか。

○山村委員長

佐々木健康スポーツ部次長。

○佐々木健康スポーツ部次長

はい、お答えいたします。

クラウドファンディングについては、一応予定を1,000万円としております。他市町村につきましては、現在他市町村に訪問しておりまして、検討中ということでの回答しかいたっていないと思います。

以上です。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

ありがとうございます。

済生会病院って結構人気があると思うんです。

私もちょっと本当にさっき言いましたけど、大分経っちゃったんであれなんですけど、なんかそのあと子育てしてる最中も、意外と済生会病院って予約っていうか、受け入れがしてもらえなくて、要するにキャパっていうか、あれが決まっちゃってるから、同じときに生まれる方が多いときにはもう何て言うのかな、妊産婦健診とかも受け入れてもらえないっていうような状況の中で、結局はよそに行かなきゃいけない、本当にこの産婦人科を探すのが大変っていう方もいらっしやったのかなって思うんですけども、済生会でお産をされてる方たちっていうのは、龍ヶ崎市の方がほとんどなのか、他市町村の方とか、そういうのはわかるんですか。

○山村委員長

佐々木健康スポーツ部次長。

○佐々木健康スポーツ部次長

お答えいたします。



5回ほど実施をお願いしてまして、5,000人。あとは、個別医療機関、協力医療機関の方で1万5,000人ということで、合計しまして2万8,000人を見込んでいただいております。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

私の聞き方が悪くてすみません、春季、この前受けた時はどうだったのかなっていうわかりますか。

○山村委員長

飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

はい、失礼いたしました。お答えいたします。

令和5年の春開始接種でお答えいたします。

ニューライプアリーナ龍ヶ崎につきましては、5月11日から5回ほど実施しまして、3,780の方が接種しております。続いて、龍ヶ崎済生会病院の方では4回ほど実施しまして、1,726名。個別接種協力医療機関の方で9,871名、合計しまして1万5,377の方が接種しているという実績になっております。

以上でございます。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

すみません、細かく聞いてしまって。

きっと高齢者の方って医療機関、自分のかかりつけのところで受ける方も多いのかなと思ったので、やはりちょっと多くなって思いました。

それで、これから発送されてくるものって全員一斉になってくるので、おそらく私も含め、私は医療機関のかかりつけがないのでアリーナになるんですけど、予約が取れにくくなったりしたら怖いなっていう部分があって、ちょっとお聞きしたんですけど、さっき答弁の中で、きっとそれを想定して組み込んでるっていうことだったので、そういう心配はないかなと思ってますので、よかったです。ありがとうございます。

それで、りゅうほ一にいろいろ載っていて、ちょっとここですごく心配だったのが、高齢者の方で1回目の接種券を送ったんだけど受けてなくて、接種券はもとのやつは捨ててくださいって書いてあって、その辺がお年寄りの方だとわかんなくなっちゃったりもするのかなってという部分の心配と、あとは接種の時期が3ヶ月空かないといけないから、ご本人がちょっとわからなくてね。でも、予約する際にきっと前回いつ打ちましたかって必ず聞かれると思うので、そういう危険性もないのかなと思うんですけど、いろんなケースがあると思うので、丁寧にやっていただきたいなって思っております。

もう一つが、感染した方が例えば、感染してから何ヶ月後だったら接種していいのかとかって、微妙にわからなくて、私も去年感染しまして、そのあと、接種を何カ月か後にしたんですけど、問診の先生によって、何か感染してから3ヶ月以上たないと副反応がひどくなるよってという先生もいたりとか、いや大丈夫打ちなさいよってという人もいて、何か統一性がないので、もしそういった国からの指標とかがあったら、こういうお知らせのときに感染された方はこのくらい空けた方がいいですみたいなのがあったら、皆さんも迷わ

なくていいのかなと思いますので、お願いしたいと思います。これは大丈夫です。ありがとうございます。

以上です。

○山村委員長

ほかにありませんか。

後藤委員。

○後藤光秀委員

すみません。ちょっとわからないことがありまして教えていただきたいんですけども、6ページの債務負担行為の城ノ内小学校スクールバス運行業務委託契約についてなんですけども、先ほどのご説明で長戸小地区から城ノ内小学校へ通われるお子さまへのスクールバス事業だということだったと思うんですが、基本的なことなんですけども、これってバス何台分なんでしょうか。

○山村委員長

名島教育総務課長。

○名島教育総務課長

バスは2台で運行しています。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤光秀委員

はい、ありがとうございます。

実際、児童生徒が何名利用されてるのかっていうのと、これ債務負担行為なんで、年度を跨ぐものだから、あれなんですけども、要するに、今何名のうち、それこそ令和8年度まで、利用者数がどれくらいの見込みなのかちょっとお聞かせください。

○山村委員長

名島教育総務課長。

○名島教育総務課長

当初は50名程度で、途中で60名程度になったりとかしてありますが、現在40名程度が通っています。今後もそれくらいの数字で推移していくのかなってということで想定しています。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤光秀委員

はい、わかりました。

それから、22ページの一番下段の生活保護適正実施推進事業についてなんですけども、こちらこの事業内容についてお聞かせください。

○山村委員長

山崎保護課長。

○山崎保護課長

はい、お答えいたします。

事業の実施内容につきましては、生活保護の実際に相談に来る方の面接相談員ですかね、こういったものの人件費であるとか、或いは、生活保護を受けてる方、受けていない方も問わずなんですけども、仕事をしてない方を、例えばハローワークと連携をして仕事につなげるというところの就労支援の人件費、こういったものが事業の内訳になっております。

以上です。

○山村委員長  
後藤委員。

○後藤光秀委員

ありがとうございます。

ちょっと中身の部分で申し訳ないんですけども、生活保護適正でない該当されること  
って当然あると思うんですけども、その人数ってわかりますか、令和4年度の。

○山村委員長  
山崎保護課長。

○山崎保護課長

すみません、質問の意図がちょっとよくわからないんですが、適正か適正じゃないかとい  
うお話になってしまうと、ちょっと答えづらい部分があるんですが、実はその生活保護  
を受給されてる方で不適正受給、不正受給というのは、前回もお話したとおり複数件ござ  
いますし、或いはその生活保護の実際に相談にこられるときも、こられる方については、  
その生活保護を受給する基準というか要件というか、こういったものを知らないで  
きますので、当然生活保護に合致しない方もたくさんいらっしゃるというふう  
に認識しております。

以上です。

○山村委員長  
後藤委員。

○後藤光秀委員

ありがとうございました。

最後なんですけども、先ほども質問がありました次のページの新型コロナウイルスワク  
チン接種体制確保事業についてなんですけども、これまで通りの内容ですよとい  
うことなんですけども、僕の方からは違った方面からなんですけども、これまでの副反応の相談件数はわか  
りますか、令和4年度の。

○山村委員長  
飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

はい、お答えします。

相談件数についての数字がちょっと今手持ちがないものですから、ちょっと調べさせて  
いただいて、後でお答えさせていただきます。すみません。

○山村委員長  
後藤委員。

○後藤光秀委員

すみません、ありがとうございます。

以前、一般質問でも申し添えたことがあるんですけども、もちろん打てない人もい  
るし、もう反対に今となっては打ちたくない人も実際にいるんですよ。

何回これ繰り返していくんだろうっていうところもぶっちゃけ考えてる方もいらっ  
しゃいますし、もちろん早く打ちたいという方もいらっしゃると思います。

市としてはこんなふうに事業をやっていかなければならないっていうところでもあ  
るの  
が本当にわかるんですけども、以前も申し上げた通り、通知をしている通知内容の中で、

それこそ副反応のリスクですとか、副反応だけではなくてですね、またワクチンを打ったことによって、なんていうんですかね、免疫が下がるリスクも当然たくさんもう世には出てますよね情報が、そういったリスクですとか、そういったことの通知は、内容は通知の中に含まれているんでしょうか。

そこをお聞かせください。

○山村委員長

飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

はい、お答えいたします。

今回お送りさせていただいている令和5年秋開始接種の方につきましては、新型コロナワクチンを打った副反応が気になる方の相談窓口ですとか、予防接種健康被害の救済制度がありますよという旨の内容は書いてございますが、そういった免疫が低下するとか、そこまでの細かいところはちょっと記載してございません。

以上でございます。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤光秀委員

はい、ありがとうございます。

僕も別にワクチンを全否定してるわけでもないんで、くれぐれも申し上げておきますけれども、ただその打ちたくないよっていう方々からすると、その通知っていうのは推奨してるというか、もう進めてるんですよね。

そこで最後に1点だけお伺いしたいんですけども、先ほどのご説明の中でワクチン接種人数の方をお聞きしましたけども、見込みよりは若干少ないのかなというふうに感じました。

そこで、市役所職員の皆さんのワクチンの接種率っていうのはこれまで取っているんでしょうか。

○山村委員長

飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

はい、お答えいたします。

新型コロナワクチン接種を職員が何人受けたかということですけど、こちらの方はデータはとっておりません。

以上でございます。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤光秀委員

はい、ありがとうございました。

もちろん市民にですね、こういったものをワクチンを進めていくわけですから、職員の皆さんもですね、ぜひワクチンの接種人数っていうのは、わかっていた方がいいんじゃないかなっていう思いますので、ぜひ今後検討ください。

よろしくお願いします。

○山村委員長

ほかにありませんか。

先ほどの答弁で回答がないんですけど、採決して大丈夫ですか。

〔「はい」と発言する者あり〕

○山村委員長

それでは採決いたします。

議案第22号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第23号 令和5年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

坪井健康スポーツ部長。

○坪井健康スポーツ部長

43ページをお開きください。

令和5年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ903万5,000円を減額しまして、歳入歳出それぞれ75億8,896万5,000円とするものでございます。

48ページをお開きください。

歳入でございます。

上から出産育児一時金臨時補助金でございます。

令和5年度限りで実施されます出産育児一時金に対する出産時一時あたり5,000円の国庫補助金を計上したものです。

1件当たりの補助単価に、令和5年度龍ヶ崎市国民健康保険の出産育児一時金支給見込み件数、30件を乗じました15万円としております。本年6月5日に国の正式な交付要綱が示されましたことから、このタイミングでの補正予算の計上となりました。

その下、国民健康保険事業職員給与費等繰入金です。

令和5年4月の人事異動等による人件費の発生に伴うものです。

その下、国民健康保険支払準備基金繰入金です。

先ほど国庫支出金の中で説明しました出産育児一時金臨時補助金の補正額と同額を減額しております。歳入予算のバランスを調整するためのものです。

その下、国民健康保険事業繰越金です。

令和4年度分保険給付費等交付金の実績確定による、県への返還金の財源として計上したものです。

続きまして、歳出になります。

なお、一般会計と同様に人件費の説明は省略させていただきますので、よろしく願います。

51ページでございます。

一番下の部分です。

保険給付費等交付金償還金は、令和4年度特定健康診査及びヘルスアップ事業の精算に伴う返還金でございます。

説明は以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第23号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第24号 令和5年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

議案書55ページをお開きください。

令和5年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,187万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億3,187万4,000円とするものでございます。

60ページをお開きください。

歳入でございます。

1 段目、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金現年度分、及びその下の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金現年度分は、4月1日付の人事異動によります、地域支援事業の職員給与費の減額に伴いまして、国負担分の減額によるものです。

その下の箱、地域支援事業支援交付金現年度分です。

こちらにつきましても、地域支援事業の職員給与費の減額に伴いまして、支払基金交付金の減額によるものです。

その下の箱、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金現年度分及び、その下の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金現年度分につきましても、地域支援事業の職員給与費の減額に伴う県負担分の減額によるものでございます。

その下の箱、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業繰入金と、次のページに続きます、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外繰入金でございます。

こちらは一般会計歳出の中の介護保険事業繰出金のうち、職員給与費の調整に伴う繰入金の減額となります。

○坪井健康スポーツ部長

その下になります。

介護保険事業職員給与費等繰入金です。

令和5年4月1日付の人事異動に伴います人件費補正に伴うものでございます。

その下、介護保険支払準備基金繰入金です。

地域支援事業の職員給与費のうち、支払準備繰入金から繰り入れる分でございます。

その下、介護保険事業繰越金は、介護保険事業特別会計の余剰金でございます。

国・県及び社会保険診療報酬支払基金の令和4年度分の支出金返還に充てる分を計上しています。

63ページをお願いいたします。

歳出でございます。

一般会計等々と同様に、人件費等の説明は省略をさせていただきます。

63ページの一番下になります。

国庫支出金等返還金につきましては、令和4年度の国・県及び社会保険診療報酬支払基金の負担金交付金について、超過分の返還分でございます。

説明は以上でございます。

○山村委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第24号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

ここで先ほどの後藤委員に対するご答弁があります。

飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

大変遅くなり申し訳ございません。

先ほどご質問いただきました、新型コロナワクチン接種による副反応のこれまでの相談件数でございますが、48件になってございます。

以上です。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤光秀委員

すみません。

この48件すべてもう解決したのかどうかだけお聞かせください。

○山村委員長

飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

今ほどの48件の中には、先ほどの健康被害救済制度の申請をされた方も含まれておりますので、その救済制度の方に申請をして、やはりまだ国の方から何の回答も来てないという方もいらっしゃいます。その方が4名いらっしゃいますし、あとまだ今、国の方に進達準備中の方もいらっしゃいますので、すべてが解決したっていうわけではございません。

以上でございます。

○山村委員長

続きまして、議案第25号 令和5年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

議案書67ページをお開きください。

令和5年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第1号）でござい

ます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ507万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,307万9,000円とするものでございます。

72ページをお開きください。

歳入についてでございます。

障がい児支援サービス事業給与費等繰入金です。

こちらは、つばみ園職員の人事異動に伴う職員給与費の調整により一般会計から繰り入れるものでございます。

歳出につきましては、職員及び会計年度任用職員の確定に伴う補正となります。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等がございますか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第25号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第26号 令和5年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

坪井健康スポーツ部長。

○坪井健康スポーツ部長

77ページをお願いいたします。

令和5年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億8,679万円とするものでございます。

82ページをお願いいたします。

歳入でございます。

後期高齢者医療事務費等繰入金です。

令和5年4月の人事異動等による人件費の補正に伴うものでございます。

なお、歳出につきましては、人件費の補正ですので省略をさせていただきます。

説明は以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第26号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

議案書62ページをお開きください。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案書63ページをお開きください。

処分第10号 和解に関することについてでございます。

内容につきましては、令和5年6月23日午前7時40分ごろ、龍ヶ崎市佐貫3丁目5番地5の龍ヶ崎市駅前こどもステーション前の駐車場におきまして、同ステーションの送迎バスが当該バスの後方に駐車中でありました、龍ヶ崎市在住の方が所有します小型乗用車に接触し破損させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解につきまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことからことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により、これを処分したものでございます。

この事故につきましては、児童を乗せ保育所等へ向けて出発するに当たりまして方向転換のため後進したところ、当該バスの後方に駐車中でありました小型乗用車の右側前方に接触し、当該乗用車のフロントバンパー等を破損させたものでございます。

過失割合は市が100%でございまして、損害賠償額は9万2,501円でございます。

車の運転に当たりましては事故防止に向け、改めまして注意喚起していきたいと存じます。申し訳ありませんでした。

説明は以上でございます。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

久米原議員。

○久米原委員

はい、すみません。

今ちょっと説明の中で、園児が乗っていた状況だったということで、お子さんは大丈夫だったんでしょうけど、何人ぐらい乗っていてどんな感じだったんでしょうか。

○山村委員長

海老原保育課長。

○海老原保育課長

はい、お答えいたします。

6月23日なんですが、当該事故に遭った車両につきましては、園児が5名、乗車しておりました。送迎につきましては、バス2台で行っておりまして、この5名についてはもう1台のバスに振り替えて送迎を行っております。

なお、この朝の送迎の利用者につきましては全体で7名だったものですから、もう1台のバスで送り届けることができたというような状況でございます。

なお、この5名は、ゆっくりバックして触った程度でございますので、けが等はございませんでした。

以上です。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

ぶつけてしまったことはあれですけども、園児の方も無事故でよかったなと思うんですけど、きっとドライバーさんもベテランの方かなと思うんですけども、ベテランになればなるほど、何ていうのかな、慎重さが抜けてしまう、私もベテランなので運転ではちょっとやっぱりねうっかりってところがあるけど、乗用車って今バックモニターがしっかりついてるので、私なんかバックモニター無しでは運転ができないぐらいなんですけど、きっとバスの場合は後ろにミラーがついていて確認しながらの運転だったのかなと思うんですけど、こういった事故が起きた時ってというのは、例えば起こしてしまった方に対して、何て言うのかな、もう一度しっかりまた初心に帰ってもらうために、何かこうやってることってあるんでしょうか。

○山村委員長

海老原保育課長。

○海老原保育課長

送迎ステーションの方は、民間に委託しております。

委託業者に対して、例えば安全講習を実施してるかということ、そういったものは実施をしていないんですが、当日の朝、ステーションの委託先の管理者であるものもいましたので、管理者と合わせて、運転をしていたものに対して、十分注意するようにということは促しております。

以上です。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

もう事故は本当に起こしたくて起こしてるわけじゃないことは重々わかってるんですけど、やはり起こさないように一人一人が意識を高めるのもきちっと大事なと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○山村委員長

ほかにありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別にないようですので採決いたします。

報告第2号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

○山村委員長

続きまして、令和5年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に関わる意見書採択を求める請願の審査についてです。

事務局に請願書を読み上げさせます。

〔事務局 請願書朗読〕

○山村委員長

それでは、各委員からご意見がありましたらお願いいたします。

山崎委員。

○山崎委員

結論から申しますと、私は請願に対しては、採択いたします。

といいますのも、これからも少子化の時代が当然訪れてきます。また、メディアなんかでも、学校の働き方改革、特に教職員等の負担を軽減するっていうことが課題になっております。

よって、この請願第1号に対して、これは35人以上、当市の場合においては、ほぼ35人、中学校では、長山中学校、それから中根台中学校ですか、細かく言えば、長山中学校は中学2年生が76名というは35人以上になってるっていうことなんですけども、また中根台中学校の1年生が2クラス75名です。令和5年5月1日から、城ノ内中が35人体制を取って3学級になりまして、教職員の加配、先生が3名ほど増えております。よって、当市の場合においては、若干中等部の2校が35人ちょっと超えるぐらいということなんで、ほぼ大体満たしてると思うんですけども。

それによって、私はこの請願に対しては採択といたします。

以上でございます。

○山村委員長

他にご意見ございませんか。

後藤委員。

○後藤委員

僕も採択の立場でございます。

そもそもこの請願事項3点ありますけれども、この3点について、この内容についてなんですけども、そもそも反対する理由が見当たりません。さらに付け加えますと、茨城県内におきましてこの請願が不採択になっているところが、僕はちょっと聞いたことはないというか、もうほぼほぼ採択されている状況です。

これはもう引き続き、当市でも速やかに採択していただきたいなど、こういった思いで採択の立場を表明させていただきます。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

私もこの請願に対しては採択としたいと思います。

やはり子どもの人数、1クラス、先生たちも本当40人学級の時は大変だったっていうんですよね。やっぱりそこをきちんと子どもの数を少なくして、どの子にも先生の思いが行き渡るように、そういうことをするには、私は本来30人学級ぐらいでもいいと思ってますし、小学校はもっと少なく、20人から25人ぐらいの学級の単位がいいかなっていうふうに思ってますので、この請願は是非とも採択すべきだと思います。

○山村委員長

他にご意見ございませんか。

杉野委員。

○杉野委員

教育の質を向上させることが、今後、当市においても、日本の国においても、一番要望されることなのかなと思います。それから、教職員の労働環境の向上にも寄与することですので、二つの面からも、この請願には採択、大賛成。

以上です。

○山村委員長

ほかにご意見ございませんか。

[なし]

○山村委員長

それではお諮りいたします。

令和5年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に関わる意見書採択を求める請願につきましては、採択とすることにご異議ありませんか。

[異議なし]

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、令和5年請願第1号は採択とすることに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、文教福祉委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。